

# GO リーグ試合実施要項

本実施要項は、AFL Japan リーグ規約第29条第1項第2号に定める公式試合として、2018年のGOリーグのリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

## 第1節 グラウンド

### 第1条〔グラウンドの確保と維持〕

- (1) クラブは、AFL Japan リーグ規約第4章第1節に定められた内容に従い、当該定められた要件を具備するグラウンドを確保し、良好な状態でホームゲームを実施する責任を負う。
- (2) GO リーグ、実行委員会およびマネジャーは、AFL Japan リーグ規約第4章第1節に定められた内容に従い、グラウンドを検査し、当該グラウンドでの試合開催の可否等について決定することができる。

### 第2条〔旗の掲揚〕

GO リーグは、グラウンドの良く見える位置にリーグのバナーを設置しなければならない。

### 第3条〔広告看板等の設置〕

クラブスポンサーの広告看板または横断幕、その他の看板等を掲出する場合は、事前にリーグに申請し、承認を得なければならない。

### 第4条〔グラウンドにおける告知等〕

- (1) ホームクラブは、グラウンドにおいて、原則として次の各号の事項を告知するものとする。
  - ① 選手、審判員、およびマッチコミッショナー
  - ② 試合方式
  - ③ ゴール得点者およびビハインド得点チーム
  - ④ 警告、退場者
  - ⑤ 前各号のほか、リーグの指定する事項

(2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。

- ① 次の試合の予定の告知
- ② クラブスポンサーの広告宣伝
- ③ 音楽放送
- ④ チームまたは選手に関する情報の告知
- ⑤ 前各号以外の告知事項

#### 第5条〔医事運営〕

(1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。

- ① 本部に救急用具を備えること
- ② 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確認しておくこと
- ③ AED の設置場所を事前に確認しておくこと
- ④ 緊急時の連絡体制を整えておかななくてはならない

## 第2節 試合

#### 第6条〔試合の概要〕

試合の主催や出場等に関する事項は、AFL Japan リーグ規約第4章第2節に定める。

#### 第7条〔大会方式〕

リーグ戦は、参加クラブ4回戦総当たりを上限とし、試合数が規定回数に達したクラブの間で順位を争う。

#### 第8条〔届出義務〕

- (1) クラブは、AFL Japan リーグ規約第34条に定めた事項につき、所定の方法によりリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。

#### 第9条〔出場資格〕

- (1) AFL Japan への選手登録を完了し、かつ AFL Japan リーグ規約第 6 7 条に定めるリーグ登録を行った満 16 歳以上の選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- (2) GO リーグクラブに所属し、提携する A リーグクラブの「A リーグ登録選手名簿」に名前が記載されていない選手は所属クラブが参加する試合への出場資格が与えられる。
- (3) A リーグクラブに所属し、「A リーグ登録選手名簿」に名前が記載されていない選手には所属クラブが提携する GO リーグクラブが参加する試合への出場資格が与えられる。

#### 第 10 条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

試合開始 1 時間前までに AFL Japan への選手登録および GO リーグ登録を完了した選手のみが、試合への出場資格を有する。

#### 第 11 条〔出場可能日〕

前 2 条により登録を完了した選手は、登録完了日から試合に出場することができる。

#### 第 12 条〔試合エントリー選手の人数〕

- (1) 各試合にエントリーできる選手の人数は、制限をしない。
- (2) プレイエリアに同時に入ることのできる選手の人数は、7 名以上 11 名以下で、その人数は試合開始までに各クラブの同意を得ることで決定される。

#### 第 13 条〔ユニフォーム〕

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による。

#### 第 14 条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド上に用意されたインターチェンジベンチには、「GO リーグ登録選手名簿」に記載された選手とチームスタッフが着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) ベンチ入りしたチームスタッフは、試合進行に影響をおよぼさないよう、フィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用する。
- (4) クラブは、AFL Japan、リーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中にフィールドアンパイアにより退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (5) 前各項に違反する行為は、フィールドアンパイアにより排除されるまたは反則を取られるものとし、試合終了後にフィールドアンパイアから報告を受けた AFL Japan、リーグにより処分を決定される。

#### 第15条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、60分間（各クォーター15分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

#### 第16条〔年間順位の決定〕

- (1) リーグ戦が終了した時点で、規定試合数（シーズン中3試合）に達したチームのうち、勝点（勝利4点、引き分け2点、敗戦0点、遠征ポイント1点）の合計が多いチームを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
  - ① リーグ戦全試合の得点率
  - ② 当該チーム間の対戦成績（イ、勝点 ロ、得点率）
  - ③ 抽選
- (2) GOリーグにおいては、本拠地のある都道府県の外に遠征を行ったアウェイクラブに対し、勝敗に関わらず1点の遠征ポイントが与えられる。
- (3) その他、実行委員会が承認した試合や大会で、特別な試合方式で行われる公式戦においても勝ち点が付与される。

#### 第17条〔アンパイア〕

- (1) アンパイアについては、リーグ規約第66条または第67条に定めるリーグ登録を行った者が務める。
- (2) アンパイアは、ボールアップ時刻の30分前までにグラウンドに到着しなければならない。
- (3) アンパイアの手当ては次のとおりとする。
  - ① AFL Japanのアンパイア資格を有する者  
手当て：フィールドアンパイア 1,250円/1時間  
バウンダリアンパイア 750円/1時間  
ゴールアンパイア 750円/1時間
  - ② その他の者  
手当て：フィールドアンパイア 1,000円/1時間  
バウンダリアンパイア 500円/1時間  
ゴールアンパイア 500円/1時間
- (4) 交通費・宿泊費についてはリーグの「旅費規程」による。
- (5) 試合開始前に疾病・負傷その他の理由によりアンパイアの職務を務められなかった場合、および試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。

#### 第18条〔入場料〕

入場料金はホームクラブが設定し、AFL Japan に報告する。

#### 第19条〔試合球〕

ホームクラブは、ボールアップ時刻の60分前までにリーグの指定する試合球を3個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

#### 第20条〔クラブの責任〕

クラブは、リーグ規約第38条の定めに従い、選手、アンパイア、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。

#### 第21条〔日程〕

リーグ戦は、クラブ間により決定された日程に従い開催される。

### 第3節 運営

#### 第22条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、リーグ規約第4章第3節に定める。

#### 第23条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブが一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの代表者は、キックオフ時刻の60分前までにグラウンドに到着しなければならない。

#### 第24条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、リーグ規約第66条または第67条に定めるリーグ登録を行った者が務める。
- (2) マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
  - ① キックオフ時刻の60分前までにグラウンドに到着すること
  - ② 選手の試合における出場資格を確認し、登録選手名簿に不備があればそのチームに訂正させること

- ③ キックオフ時刻の30分前に双方のクラブのキャプテン、アンパイア、および試合運営スタッフを集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること
  - ④ 試合終了後24時間以内にリーグに「マッチレポート」を提出すること
  - ⑤ 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「レポートプレー報告書」をすみやかにリーグに提出すること
  - ⑥ クラブ代表者会議より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
  - ⑦ 前各号のほか、別途マネジャーの定める事項を行うこと
- (3) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (4) マッチコミッショナーの手当ては以下のとおりとする。  
手当て：マッチコミッショナー 1,250 円/1 時間  
交通費・宿泊費：リーグの「旅費規程」による。
- (5) マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合は、手当ては支払わない。

#### 第25条〔試合の中止および中断の決定〕

- (1) 試合の中止は、フィールドアンパイアが、マッチコミッショナーおよび両クラブの意見を参考のうえ決定する。ただし、フィールドアンパイアが到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびマネジャーが協議のうえ決定する。
- (2) フィールドアンパイアが試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナーおよび両クラブの代表者は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

#### 第26条〔グラウンドへの到着〕

双方のチームは、キックオフ時刻の30分前までにグラウンドに到着しなければならない。

#### 第27条〔ボールアップ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたボールアップ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはグラウンドの利用時間の都合により、ボールアップ時刻を遅らせるまたは早める場合は、フィールドアンパイアおよびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。
- (3) いずれか一方のチームがボールアップ時刻にグラウンドに現れない場合、相手チームは10分間、待機する義務を負う。

- (4) ハーフタイムは原則として10分間を確保するものとする。ただし、グラウンドの利用時間の関係等で10分間を確保できない場合は、ホームクラブが事前にリーグとアウェイクラブに通知するものとする。

#### 第28条〔メンバー提出〕

- (1) 双方のチームは、試合前日までに「GOリーグ登録選手名簿」に必要事項を記入し、リーグに提出する。
- (2) 試合エントリー完了後からボールアップ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、フィールドアンパイアおよびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
- (3) 試合エントリー完了後からボールアップ時刻までの間におけるエントリー済のチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、フィールドアンパイアおよびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。

#### 第29条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となり、リーグ規約第47条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 再試合の場合は記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される

#### 第30条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

#### 第31条〔試合運営スタッフ〕

ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の試合運営スタッフをおき、必要な業務を行わせる。

- ① カメラマン
- ② 公式記録員

### 第32条〔公式記録〕

記録員は、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、フィールドアンパイアの署名を受けたのち、すみやかにリーグに提出する。

### 第33条〔試合運営報告〕

ホームクラブは、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかにリーグに報告しなければならない。

### 第34条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

## 第4節 試合の収支

### 第35条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、リーグ規約第4章第5節に定める。

### 第36条〔公衆送信権〕

- (1) 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてリーグに帰属する。
- (2) 前項の公衆送信権の取扱いについては、AFL Japan 理事会において定める。

### 第37条〔収支報告〕

ホームクラブは、リーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、リーグが定めた期限までに提出しなければならない。

### 第38条〔改正〕

本実施要項の改正は、実行委員会の承認により、これを行う。